

第 6 3 号議案

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

足立区勤労福祉会館条例（昭和 5 4 年足立区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「福祉の向上」を「福祉の向上並びに区内産業の振興」に改める。

第 6 条第 2 項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 区長は、勤労者の福祉の向上を目的とする使用を妨げない範囲内において、区内産業の振興を目的とする使用の承認をすることができる。

第 1 1 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

別表の 1 集会室等の部に備考として次のように加える。

備考 第 1 ホール及び展示ロビーの利用者が物品の販売及び入場料その他これに類する金銭の徴収をする等営利目的で使用する場合は、それぞれの使用区分の使用料の額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

施設の設置目的を拡充するとともに、営利目的で使用する場合は使用料の額を定めるほか、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。